

【東京都 キャップ&トレード制度】

第三計画期間2年度目においても対象事業所の排出量の大幅削減が継続

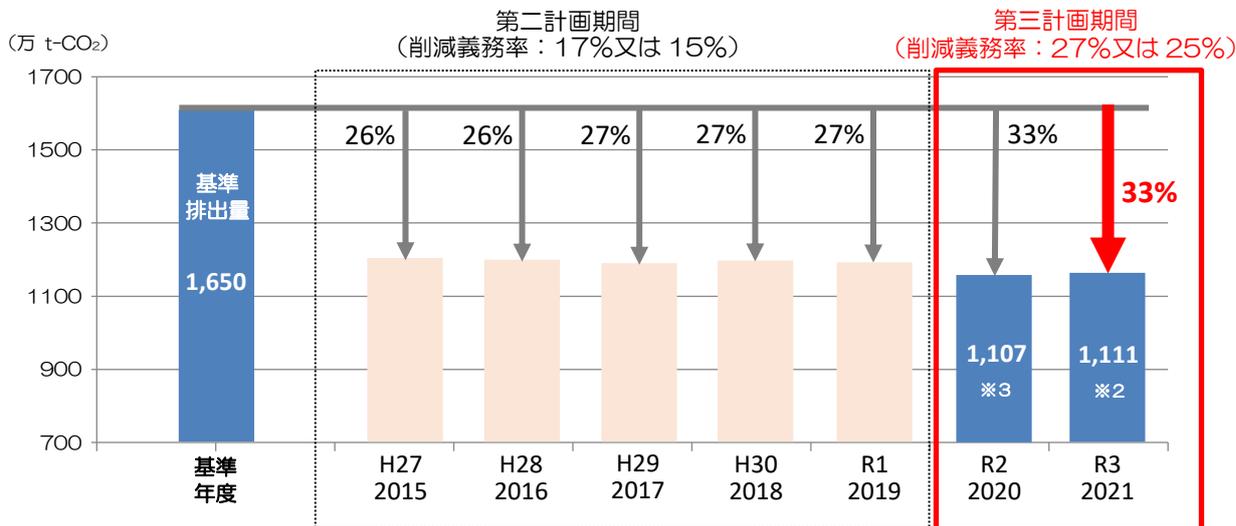
このたび、キャップ&トレード制度の対象事業所の第三計画期間の2年度目（令和3（2021）年度）における削減実績を取りまとめましたので、お知らせします。

令和3（2021）年度の対象事業所の排出量は合計 1,111 万トンで、一部対象事業所における営業時間の回復等の影響がある中、省エネ対策の進展及び低炭素電力・熱（参考資料参照）の利用により、引き続き、基準排出量※1から▲33%削減となりました。

都は、第三計画期間（2020年度～2024年度）においても、全ての事業所が義務履行できるよう、引き続き、対象事業所におけるCO₂削減を促進してまいります。

※1 基準排出量は、事業所が選択した2002年度から2007年度までのいずれか連続する3か年度排出量の平均値（電気等の排出係数は第三期計画期間の値で算定）

■対象事業所の総CO₂排出量の推移



※2 令和5（2023）年2月6日時点の集計値（電気等の排出係数は第三期計画期間の値で算定）

※3 令和4（2022）年2月9日時点の集計値（1,104万t-CO₂）より確定値へ変更

■CO₂排出量の増減要因の例

- （減要因）高効率機器・LED照明等への更新、再生可能エネルギーの利用
- （増要因）一部事業所における営業時間の回復、通信インフラの需要増

○東京都キャップ&トレード制度とは

都は、平成22（2010）年度から環境確保条例に基づき、大規模事業所に対する「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）」を開始しました。

- ・削減義務率：第一計画期間（2010年度～2014年度）8%又は6%、第二計画期間（2015年度～2019年度）17%又は15%、第三計画期間（2020年度～2024年度）27%又は25%
- ・対象事業所：約1,200事業所（年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500kL以上の事業所）

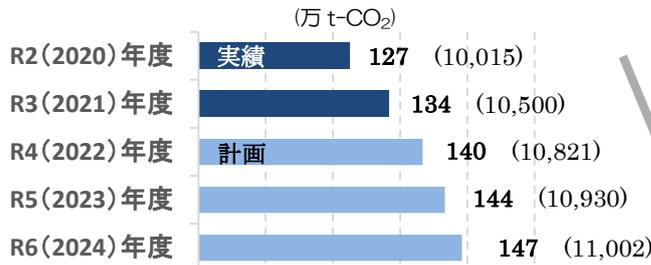
『未来の東京』戦略 事業

本件は、『未来の東京』戦略に係る事業です。

戦略14 ゼロエミッション東京戦略 「ゼロエミッションエナジープロジェクト」

➤ 省エネ対策の実施・計画状況の分析

《対象事業所が実施・計画している対策による削減量》



第三計画期間の義務履行に向け、新たな削減対策が計画

※ ()内は対策数

〈計画書に記載された削減対策〉

熱源・空調・照明の削減対策	件数	削減量 (t)	熱源・空調・照明の削減対策	件数	削減量 (t)
高効率熱源機器の導入	380	152,858	夏季居室の室内温度の適正化・クールビズ	98	19,117
高効率空調用ポンプ及び省エネ制御の導入	326	27,589	ウォーミングアップ制御の導入	27	599
高効率空調機の導入	387	38,651	室使用開始時の空調起動時間の適正化	111	10,080
高効率パッケージ形空調機の導入	85	7,503	ビルエネルギーマネジメントシステムの導入	42	7,584
空調機の変風量システムの導入	31	5,444	デマンドコントローラー	5	5,889
外気冷房システムの導入	228	23,232	照度条件の緩和	211	14,242
CO ₂ 濃度による外気量制御の導入	116	17,573	居室の昼休み及び時間外の消灯及び間引き消灯	17	502
全熱交換機の導入	39	3,842	エレベーターの省エネ制御の導入	121	2,850
高効率ファンの導入	222	9,698			
高効率照明及び省エネ制御の導入	2,258	177,390	上記以外の対策も含めた合計	11,002	1,465,343

➤ 低炭素電力・熱の利用状況

《義務達成手段の一つとして低炭素電力・熱を選択》

- 都が認定するCO₂排出係数の小さい供給事業者*から電気又は熱を調達した場合に、CO₂削減分として認める仕組みを活用
- 低炭素電力を使用した事業所の割合は、約 1.5% (2020 年度) から約 14.0% に増加

《令和3 (2021) 年度に低炭素電力・熱を選択した事業所》

種別	低炭素認定供給事業者数	本仕組を活用した事業所	
		事業所数	削減量 (合計)
低炭素電力	19 事業者	175 事業所	約 305,891 t-CO ₂
低炭素熱	44 事業者 (区域)	178 事業所	約 41,145 t-CO ₂

※第三計画期間の供給事業者の認定要件

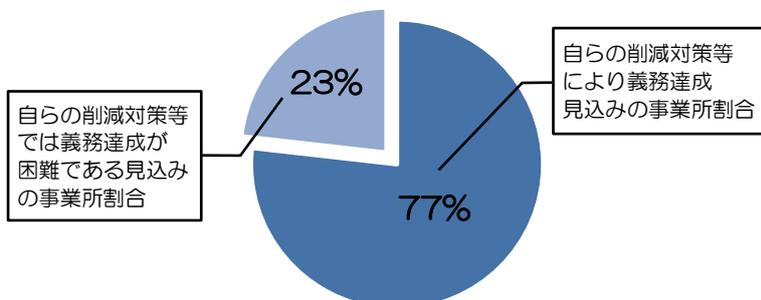
[低炭素電力] CO₂ 排出係数が 0.37t-CO₂/千 kWh 以下 (基礎排出係数と調整後排出係数のいずれか低い値)

[低炭素熱] 熱のエネルギー効率(COP)が次の値以上、かつ、CO₂ 排出係数が 0.060t-CO₂/GJ 未満

①蒸気が含まれている場合 : 0.85 ②蒸気が含まれていない場合 : 0.90

➤ 第三計画期間の義務履行の見通し (参考値) *

《令和3 (2021) 年度実績に基づく義務達成事業所割合の推計》



※第三計画期間 (2020 年度~2024 年度) において、2021 年度実績から排出量が一定と仮定した場合

[令和3 (2021) 年度実績には、営業時間の短縮・休業等の影響が含まれるため参考値]